

わる位置づけ、重みづけの評価、といったらよいのでしょうか、そういうものについての判例及び立法の考え方がかなり変わってきているようにも思えるのです。

その意味で昭和51年最大判と現在の法104条の3の考え方は不連続なのかなという認識があるのですが、その点はどういうふうに理解したらよいのかという、理論的な疑問があるのです。

阿部 先ほど、いろいろ悩んでいることを申しあげましたが、実務者としては、あの昭和51年最大判は審決取消訴訟の話であって、今度のものは侵害訴訟の中の話だから、全然違う話が出てきたのだなと思って理解するのがよいのであって、その連続性というのをそんなにギリギリ詰めて考えなくてもよいのかなとも思っています。今度新しく立法されたのだから、また別に考えればよいのではないか。それは、裁判所が特許庁と調整しながらいろいろ考えてくれるのではないかと思っています。確かに理論的には、整合的に考えるのは非常に難しいと思うのです。

吉村 この条文は、確かにご指摘のとおり、どう読めばいいかということには分かりにくい条文だろうと思います。ただ、私ども担当者としては、本来的には、特許の有効・無効は、特許無効審判によって決定されるべき事柄であるという、これを原則として。ただ、それですと、なかなか紛争の実効的解決が図られない場合があるということで、キルビー判決が出たと理解しておりました。そしてその後の裁判所における運用は、更にキルビー判決を一步も二歩も進めて、明白性の要件をかぶせつつも、かなり進んだ運用をしているものと理解しておりました。

そこで、私どもはキルビー判決の趣旨を一步進めて、法定の抗弁、権利阻止の抗弁というものを創りました。この内容は、仮に特許無効審判が請求されたならば、当該特許はその特許無効審判では無効にされると認められる場合を考えており、個別具体的に特許無効審判が請求されたことは、要件ではございません。

そして、侵害訴訟において、このような特許が特許無効事由のいずれかに該当することを理由として、特許権の行使を認めるべきで

はないという抗弁が出た場合には、裁判所は、これを特許庁が特許無効審判として受けたならば、特許庁は無効と判断するのだろうかという目で見ると、特許庁だったらこれは無効と判断するだろうという場合には、裁判所が無効事由を特許庁になり代わって認定して、その場合には、この特許権の行使を阻止するという立法を創ったつもりでございます。

そして、この昭和51年最大判との関係については、またいろいろな考え方があるのではないかと考えております。

末吉 今、吉村さんがご報告されたとおりでと思うのですが、私の理解としては、最高裁のキルビー判決を踏まえて、検討会における一番強い意見には、やはり侵害裁判所に対する絶大な期待があったと思うのです。それが、具体的な侵害事件を抱えている両当事者間においては、特に侵害だと訴えられている方の立場に配慮して、キルビー判決で掲げていた「明らか要件」をなくしてもらいたいとの要望になりました。有効・無効を、侵害裁判所においてクリアに判断してもらいたいという、具体的なニーズに最大限配慮した制度だったと思います。

その意味では、この昭和51年最大判との関係というのは、今後の課題というか、この検討会の中で必ずしも解決済みということではないと、私は思っています。

その他、特許法104条の3というのは、これからの制度の運用なので、まだこれから見ていかないと分からないと思うのですが、この制度を利用して、更にダブルトラックとの関係でいうと、侵害事件と審決取消の事件と、両者の結論を揃えてほしいという声は、非常に大きく当事者側から聞こえてきます。他方例えば差止訴訟における判決が確定し、その後、特許が無効になるという場合、再審事由に当たるかどうかという点が、いろいろ議論されています。例えば、再審までして、またその侵害訴訟が蒸し返されてよいのかという意見です。これは再審事由に当たるかどうかという法的議論はちょっと措いておいて、例えば地裁で侵害事件の片がついて、実質的に納得づくで特許侵害判断で終わっているところを、その後、例えば特許の審決取消の関

係で、その結論が逆さまに特許無効になって、また侵害事件が蒸し返しになるというのは、果たして合理的なのかということです。

これは再審事由に当たる当たらないという法律問題というよりも、むしろ常識論というか、法的安定性ということで、疑問を呈する実務家、企業の方も相当おられるように思います。これは今後どうなっていくのか、今私としては非常に関心事になっています。

篠原 特許法 104 条の 3 は、吉村さんのご説明のとおり、無効審判の前置を要件にしているかと解されますので、特許侵害訴訟では、無効審判の前置なくして、特許の有効性とクレーム訂正の点を含めて、一挙に解決します。また、ボールスプライン事件の最高裁判決（最三小判平成 10・2・24 民集 52 卷 1 号 113 頁）は、均等論の成否の判断の前提として、新規性や進歩性の有無の検討を要求しています。

これに対して、審決取消訴訟では、昭和 51 年最大判理論に忠実である限り、無効理由ごとに、またクレーム訂正ごとに紛争を分断し、いわゆるキャッチボール現象を容認することになりますから、一国の法体系全体として整合しない、不合理であるとの指摘が大淵さんなどから有力に主張されているわけです。最高裁の大法廷判決で、しかも 30 年近くにわたり実務を支配してきた骨太の枠組みですから、制定法にも比肩する大変な重みがありますが、それにもかかわらず、平素から特許の審決取消訴訟事件と侵害控訴事件の両方に関わっている立場からしますと、誠にもっともな指摘であるという印象をもちます。判例法理の根拠とする前審判断経由の利益は、技術的事項については必ずその専門官庁である特許庁の判断を経由し、裁判所はそのレビューに徹すべきであるという、機能分担論を背景にしていると思います。しかし、昨今の管轄の集中、裁判所調査官の増強、専門委員制度の導入などによって、裁判所の審理体制が目覚ましく充実しているという状況の変化に適合するかは疑問ですし、特に、商標関係の事件の審理に関わっていると、前審判断経由の利益とは一体何であろうかという疑いを深くしまして、十分に説得的な根拠ではないようにも考えられます。

私見ですが、特許法 104 条の 3 の規定の新設によって、昭和 51 年最大判はその根拠を失い、審理範囲の制限を否定する実務的処理が可能になった（大淵説）とまで言えるかはさておき、大法廷判決の大きな壁とどう向き合うか、適切な事件ごとに、可能な限り限定的に解釈・適用するなどして、審決取消訴訟の審理範囲を緩める方向で、ぎりぎりの整合を図っていくべきか、それとも、別の解決手段があるのか。いずれは知財高裁としても解決を迫られる大きな課題の 1 つになるのではないかと考えています。

3 昭和 51 年最大判理論と知財高裁体制

大淵 先ほども熱いエールを送って、知財高裁の熱意からすれば、今後、日本の知的財産訴訟は確実によくなるということを申し上げましたが、今篠原さんのご意見をお聞きして、更にその感を深めました。細かいことを言い出すと、いろいろまた最終的には詰めなければいけない点等もあるかもしれないと思うのですが、基本的な方向性としては、やはり今篠原さんが言われた点は否定し難いのではないかと思います。

昭和 51 年最大判というのは、いろいろ判決に理由が書いてありますが、それ自体はあまり説得的ではなくて、一般的には、訴訟の前段階において専門行政庁の慎重な審理判断を受ける利益、いわゆる前審判断経由の利益というものを前提にした上で、このような利益を害しないためという点が根拠とされています。根本の思想からすれば、昭和 51 年最大判というのは、要するに無効理由ごとに審判審決を前置しなさいということで理解可能であります。しかし、この特許法 104 条の 3 を見ると、無効理由ごとどころか、そもそも無効審判自体を全く前置していなくても、要するに、仮に請求したら、特許無効審判により無効にされるべきものと認められれば、権利行使を封じてしまうわけですから、やはり、そこの根本的な考え方において不整合であることは避けられないわけでありませう。

実は私も、『特許審決取消訴訟基本構造論』（有斐閣、2003 年）というもので詳論しており

ますし、また、『工業所有権法学会年報』27号(2004年)では、より要約したものを示しております。これらにおいて詳論しておりますとおり、私自身としては、昭和51年最大判自体、行政法理論から言えば無理があるのではないかと思います。私が理解しているところでは、行政法の一般理論から言えば、審理範囲は無効理由ごとに分断されずに、当該行政処分(審決)の違法性一般となるというのが我々の常識であるのですが、今のような完備された専門的知見のサポート体制と比べると、当時はサポート体制が弱かったという状況を前提にすれば、理論面はさておき、実務面からすれば、当時の認識としては、ある程度理解できなくもないようにも思われます。

そういう意味では、私は、研究者としては昭和51年最大判は理論的におかしいと思うのですが、元実務家としては、昭和51年当時の実情からすると、ある程度やむを得ない面もあったかなという気もします。しかしながら、その前提の、やむを得ないかなという実務的配慮という点に関しましては、先ほど篠原さんがいみじくもご指摘になったとおり、もう前提が明らかに変わっております。現在の完備されたサポート体制を前提にした上であれば、104条の3には十分対応できるでしょうということで同条は入っているかと思います。研究者としては昭和51年最大判の当時から、理論的根拠を欠いているという点は否定し難いと思いますが、この点をひとまず措いたとしても、少なくとも104条の3の抗弁が明文で導入された平成16年改正後の法体系においては、前述のような訴訟の前段階において専門行政庁の慎重な審理判断を受ける利益を害しないためという根拠で、審理範囲制限を肯定することは明らかに無理になったものと言わざるを得ないものと思います。

ただ、そうは言っても、実務上はなかなか大法廷判決を判例変更するなどということはあまり例がなく大変ではないかと思っておりますので、そういう意味では、比較的受入れ容易で、一番簡単な実務的解決は、昭和51年最大判は平成16年改正前の旧法の判例だという取扱いが考えられます。すなわち、104条の3というものができる前の法状態での、旧法判

例だということになりますと、新法の下では、それは関係ないということになって、実務上の最大のハードルは克服できることとなると思います。いろいろ細かい詰めが必要となる点もあるかもしれないと思いますが、やはり、まず基本線としては、もうそちらの方向に動かざるを得ないのではないかと思います。先ほどこの点に関するお話をお聞きして、一層、知財高裁に熱きエールを送りたいと感じた次第であります。

塩月 従前、昭和51年最大判に従った審理を担当してきました実務家として、ちょっとコメントしますと、今の問題が如実に表れるのが、ダブルトラックの事案なわけですね。それでは、無効審判請求だけが走っているシングルトラックの場合はどうなのか。更には、出願段階における拒絶審決の取消訴訟においてはどうか。拒絶審決の場合には、補正の機会が、現行の特許法では訴訟段階ではできないという構造になっている関係で、その機会を与えないままに、新たな引用例で拒絶審決を支持することの可否が問題になるかと思うのです。ですから、そういう審決取消訴訟のいろいろな対応に応じて柔軟に解釈していくのが、本来の在り方かなとは思っております。

もう1つ指摘したいのは、審決取消訴訟全体の審理の実務において、審理範囲を極度に狭めてきたという状況があります。NBL785号(2004年)24頁「特許審決取消訴訟の審理充実化——近時の裁判例からの視点」で紹介したことですが、昭和51年最大判理論の審理範囲というのは、その同じ引用例との対比における当該発明の特許性判断が、審決取消訴訟の審理範囲だというふうに判断したはずなのに、それが更に狭まって、審決が判断した引用例発明と当該発明との構成についての相違点、一致点の認定の一部でも誤りがあれば、結論に至る別の観点からの審理には立ち入れない。原告にとって不利な一致点あるいは相違点に関する個々の審決の認定判断についてのみ審理が及ぶと、そういうような理解が広まっています。見方を変えていいますと、審決がとった判断過程とは別の流れをたどれば、審決を支持できるという主張は被告としてはできない、というような認識が広く見られる

わけです。審決取消訴訟を扱う代理人にそのような認識に陥りやすい傾向があります。

例えば、公知技術1と公知技術2との組合せで当該発明は容易に発明することができたとし、進歩性を否定した審決が、その判断過程として、公知技術1と当該発明との構成を個々に対比し、相違する構成は公知技術2にあるから、その構成も容易に想到することができるとした場合の取消訴訟で、被告、すなわち、審判請求人が、公知技術2と当該発明をまず対比したほうが当該発明の進歩性を否定する論理を組み立てやすいと考えてそのように主張することができるか、ですが、この被告の主張は、審決の判断の過程とは異なっていることから、そのような主張は許されない、という認識に陥りやすいわけです。昭和51年最大判理論においても、公知技術1及び2と対比した当該発明の進歩性の有無という点で、審判での審理、そして審決の判断を経ているので、訴訟で主たる公知技術を1と2とで入れ替えることには問題がないはずなのに、審決取消訴訟を手掛ける多くの代理人に、誤解が生じています。

ちょっと細かくなりますが別の例を挙げて説明しますと、無効審判請求を成り立たないとした審決が、特定の公知技術との対比において構成が相違する点を2つ認定し、1つの相違点についてのAの構成は周知技術も合わせると容易に想到することができたが、他方の相違点についてのBの構成は容易に想到することができない、と判断していた場合における取消訴訟で、原告である審判請求人の主張、すなわち、Bの構成も容易想到であるとの主張が成功するかのような感じで訴訟が進行した際、審決が想到容易であると判断した構成Aについてした審決の判断部分は、原告、すなわち審判請求人にとって争う必要がない主張であるがゆえに、また、被告である特許権者として構成Aを容易想到でないと主張することによって審判請求不成立の審決の結論を支持することは審決の判断過程とは違う構造になるとの誤解を持つがゆえに、この主張の当否は訴訟における審理の対象にならないという過ちさえ生じている現状にあります。

いずれにせよ、啓蒙活動も含めてこのよう

な誤解を取り除く作業が必要だと思っています。このような作業を進めつつ、特許法104条の3が立法化された後において、昭和51年最大判理論をどのように実務に適用し直していくのかを考えなければ、とまっているところ

です。大淵 拒絶審決取消訴訟については補正の機会の付与というのがあるので別論であろうということは、全くそのとおりだと思いますが、当面問題になっている無効審判の審決の取消訴訟の場合には、その点は問題になりません。無効審判の審決の取消訴訟の審理範囲に関する方向性は、先ほど述べたとおりです。私を含む多くの人たちが注目して期待している解釈分野の話ですので、一層ご努力をいただければと思っております。

また話が広がってしまいますが、キルビー判決というのは非常に大きなインパクトがあって、昭和51年最大判だけでなく、公知部分除外説の判例の立場などにもいろいろ影響を与えるのではないかと思います。要するに、以前は無効に関する判断が侵害裁判所ではできなかつたので、クレーム解釈で処理せざるを得なかつたことから、かなり無理なクレーム解釈も見られなくなつたのですが、今ではそういう無理な解決をしなくても、キルビー抗弁ないしそれを一歩進めた104条の3の抗弁という形ですっきりと処理できることとなりましたので、従前のような公知部分除外説に頼る実際上の必要性は、大幅になつてきたものと思つています。そういう意味でも、このキルビー判決というのは非常に大きなインパクトがあります。

もともと侵害と無効というのは、特許訴訟の2本の柱のようなものであり、無効に関する主張というものは、非常に大きなインパクトをもっています。「明らか要件」を取って、明文の規定で、この特許法104条の3の抗弁が置かれた意義というのは、実務上大きいだけでなく、理論的にもいろいろ波及効果が非常にあります。特許訴訟で侵害の点と有効の点というのは、常に問題になっていて、両者は非常に密接に関連しておりますので、それを分断せず一体として解決できるという点で、大きな意義を有しているのではないか

と思っております。

X 各種関係機関等との 協力・連携、対外的情報発信 (ホームページ等)

大淵 その次は、また少し違う切口ですが、「各種関係機関等との協力・連携、対外的情報発信(ホームページ等)」という非常に重要な点について、知財高裁のほうから、ご説明、ご紹介をお願いいたします。

塩月 内外協力と対外情報発信ということで申し上げますが、東京高裁知財部当時から、国際的にも国内的にも、各種研究機関、あるいは外国裁判所との交流をしてきておりますし、また各種研究会等にも積極的に参加してきているところでございます。

まずごく内部的なことで恐縮ですが、3カ月に1度、東京地裁、大阪高地裁、更には、比較的多くの特許事件を担当してきた名古屋地裁の裁判官が知財高裁に集まって知的財産関係の研究会を催して、各分野のオーソリティの方を講師としてお迎えしてお話を伺い、かつ情報交換をしております。

国内的な交流としては、例えばこの3、4年ほど、日本知的財産協会の方々におかれての東京高裁知財部への訪問があり、情報交換をしているという実績がございます。

知的財産研究所において各種研究が行われていますが、そこでも要請があれば、できるだけ協力して、裁判官もメンバーあるいはオブザーバーとして参加させていただいております。特許庁においては、弁理士試験を行っていますが、その試験委員も担当させていただいております。特許庁には、審判官、審査官等の各種研修に講師派遣などの形で協力し、発明協会にも講師派遣をしております。日本弁理士会との間でも定期的に、意見交換会、研究のための講師派遣などを通じて交流しています。

研究会としては、大淵さんの主宰しておられる東京大学における知的財産関係 COE 研究会などがありますし、早稲田大学にも、COE として企業法制と法創造総合研究所知的財産法制研究センターにおける研究会があり、

また、日本国際知的財産保護協会(AIPPI・JAPAN)での判例研究会などがある、かなりの頻度で行われていますので、参加するのも大変なのですが、できるだけ多くのメンバーが参加できるように声をかけているところですし、その実績も重ねてきました。

国際的には、フェデラルサーキット(CAFC)とは、いろいろな面でコンタクトができております。なかでも、レーダー判事は親日家で頻りに訪日されて、様々な機会に交流を深めております。

数年前までは、日本の裁判所が、対外的になかなか見えなかったということもあって、向こうの方がお見えになったときには、是非裁判所を訪問したいというご要望があって、いろいろな形で応じてきたのですが、この頃は、よく見えるようになりまして、日本の裁判所の部屋を見たいという興味よりも、むしろ内容的に質の高い交流になってきているという実情です。

その代表的な情報交換として、AIPLA(American Intellectual Property Law Association)という、アメリカ知的財産法協会の代表団、すなわちアメリカの特許弁理士たちが、この数年間定期的に訪日されるのに合わせて東京高裁知財部への訪問があり、情報交換を行っています。本年も知財高裁設立直後に訪問があって、アメリカにおける特許法改正動向などの情報提供を受けるとともに、こちらからは知財高裁設立の宣伝をしておきました。AIPLAのメンバーからは、今般制度化された日本の秘密保持命令制度の運用見通しなどについての質問がありました。回数が積み重なっておりますので互いに顔見知りとなり、親睦の会というよりは、中身の濃い意見交換の場になっております。

こちらから出かけるものとしてまず、アメリカ・シアトルのワシントン大学で7月に開催されるハイテクプロテクション・サミットというシンポジウムがあります。東京高裁知財部当時から、裁判官がプレゼンテーションをこの数年、毎年のように行ってきました。私もここで日本の特許裁判制度紹介などを中心とするスピーチをしましたが、アメリカでも日本の裁判制度に対する関心が高いことを

そういうことで、特に外国の方との付き合いでは、まずは英語のスキルアップも必要かなと感じているこのごろです。雑駁な報告ですが、私からの紹介は以上です。

大淵 東京大学の話が出ていましたので、我々も若干お話ししなければいけないと思います。東京大学の知的財産関係では、今5つの研究会が立ち上がっております。まず、10年以上続いている、歴史ある研究会として、コンピューター法研究会という情報関係の研究会があります。10年間くらいはずっとそのコンピューター法研究会1つだけでありました。普通、大学の研究会というと学者しか集まらないというのが大体のパターンですが、コンピューター法研究会は、当初から情報関係の企業の方々も出られており、そういう意味では大学と企業とで共同研究をしていくというのが古き伝統としてありました。その後急激に研究会が増えてまいりました。最近では文科省の21世紀COEプログラムが東京大学に設置されましたので、その関係で、末吉さんも入っておられますが、権利ビジネス研究会ですとか、知的財産法研究会が立ち上げられました。知的財産法研究会と言っても中身は工業所有権法の研究会でありまして、東京地裁の裁判官が各裁判長のほか陪席も含めてほぼ全員参加で、高裁も、部によって若干差がありますが、非常に多くの方が参加されています。弁護士さんも非常に多く参加していて、かえって学者のほうが数が少なく感じるというくらいです。

それから、今言いましたCOEの知的財産法研究会と同じパターンで、著作権法等研究会が、著作権に特化した形で立ち上げられています。それ以外に、生命工学と法政策研究会というのがあって、これはバイオテクノロジー関係の研究会です。ちなみに、塩月判事には、COE知的財産法研究会で6月30日に、特許法167条関係でご報告いただく予定ですし、既に非常に多くの裁判官の方々にはご報告をいただいております。

また、研究会ではないのですが、法科大学院の学生に、早いうちから知的財産の実務の話をしたほうがよいということで、学生にとっては高裁よりも地裁のほうが分かりやすい

ということから、本年3月に当時東京地裁の三村判事と高部判事、弁護士サイドでは末吉弁護士と城山弁護士に出させていただいて実務講演会を行い、非常に好評を博しました。学生たちも、学生のうちから、そういう知的財産実務の最前線の話を知ることによって、将来自分が法律家になったらどういう仕事をするかというイメージがつかめると、非常に好評でした。

話は少し逸れますが、先ほど、知財は人材養成が重要だという話が出ていた関係で、東京大学法科大学院の知的財産法の授業というのは、3年次配当ですから、本年はまだ既修者の方しかいなくて、来年に未修者がいよいよ入ってこれると理系の人などに対する教育が本格化します。既修者は200名いるのですが、知的財産法の授業を希望して取っている人が133人もいます。先ほど、企業でも知財を希望されている方が多いという話が出ていましたが、選択科目で6割以上の学生が受講するという事はなかなかないことだと思います。私の授業は負担が重いといつて、なかなか取らない人が多いと言われている中で、受講者が6割を超えているということは、非常に多くの学生が大きな関心を抱いていることを示していると思います。そういう人たちが、あと5年か10年か経てば、本格的な知財法曹として育てていくと思います。先ほど、長い目で見ましようという話をしていただきましたが、裁判所としては知財高裁ということで、非常に充実・確立してきているわけですが、知財の人材養成という点でも、長い目で見ていただければ、着実に人材の充実が図られるのではないかと考えております。

ホームページに関しては、知財高裁に申し上げるのが適当かどうかは分かりませんが、下級審のほうは非常に網羅的に判例情報が提供されているのですが、最高裁の『民集』掲載以外のものがWebでは入手しにくいので、全体について拡充するのは難しいとは思いますが、知財関係については拡充していただければ幸いです。以前だと、判例情報が『判例時報』『判例タイムズ』等に出るには1年ぐらいかかったものですが、今ではリアルタイムで入手できて、情報発信として他の法分野

では考えられないような大きなインパクトがあって、全件が検索できるというアメリカのような状態になっており、大変結構だと思いますので、この点は、今後も一層充実していただければと思います。

少しまた論点が離れますが、人的にも組織的にも充実して、裁判官も非常に熱意に溢れた方々に知的財産訴訟の重要性を認識していただいて、適正妥当で迅速な裁判が実現されているわけですが、それに加えて、それだけよい裁判をしているということを内外に幅広く情報発信していただくというのが、また次の課題かと思えます。大変お忙しい中、知財高裁をはじめとする裁判官には、いろいろな所にお出席していただいており、我々研究者としても、裁判官あるいは弁護士の方から、実際の訴訟の実情などを伺える非常に貴重な機会となっておりますので、判決書き等のご負担もあるかとは思いますが、そういう面も含めて情報発信の点にも是非力を入れていただければと思っております。

篠原 最高裁の判例情報ですが、上告受理申立事件は不受理決定で終わっているものがほとんどではないかと思えます。今のご指摘は、そういうものも含めて、知的財産権事件の上告審における終局日、終局結果等の判例情報がほしいということでしょうか。

大淵 不受理決定についてのもも含めて実現していただければ、一番ありがたいです。不受理決定についてニーズがあるのは、高裁で重要判決が出た場合に、それが最高裁でどうなったかというのは、やはり非常に知りたいところですので、不受理決定があるということは重要な情報となります。また、不受理決定だけではなく、『民集』には掲載されておらず、『裁判集民事』にのみ掲載されている判決等についても、ご負担との関係もあるでしょうが、是非とも知りたいというニーズは高いと思えます。

篠原 ご指摘の点は検討してみようと思えます。

Ⅺ 今後の展望等

大淵 最後に「今後の展望等」というところに入ります。

それでは、全員から一言ずつということですが、今後の知的財産訴訟の展望等について、コメントをいただければと思っております。まず産業界のほうからお願いします。

作田 先ほども申し上げましたが、当事者間で解決に至らないような技術的なせめぎ合いを、司法の判断に委ねるというケースが増えざるを得ない、と私は予想しております。こういう立派な裁判所ができて、世にその存在価値を示してもらいたいと思えます。迅速性にしても、一回的解決にしても、証拠収集にしても、やはり訴訟に参画する当事者が今まで以上にしっかりしなければいけないという面も多々あるかと思えます。今後の日本の知的財産訴訟の発展のために、ケースを通じて、直接、間接にご指導いただければと思えます。

阿部 人的・物的資源を投入して、迅速適正な裁判をするという体制はできたわけですので、是非、目的どおりの結果というか、効果が出るように運用してほしいと思えます。そうなれば、当初期待していた国際的な信頼の看板効果が当然ついてくる。そうすると我々も、世界の企業といろいろ契約関係とか、そういう中で争いがあつたときには、訴訟手続は知財高裁がある日本でやろうという地盤がどんどんできてくるのではないかと思っております。

もう1つ、判例の統一ということについても、是非、5人合議制等を積極的に機能させていただき、統一されるとよいと思っております。その前提としては、たくさん事件が上がっていくことだという、そういう話ですので、我々も、なるべく合理的な解決のために利用させていただきたいと思っております。

この点で、これは立法論になるかもしれませんが、特許庁に判定制度というものがあつて、これが結構安くて早く判断してくれるというので、当社も最近はよく利用するようになってきました。しかし近い将来、知財高裁のほうも充実してくるということだとせつかくいろいろな事案があるのに、特許庁と裁判所に分かれてしまいます。特許庁の判断は必ずしも裁判所で拘束されないということになっていきますので判断の統一という面からは問題があります。したがって、もうちょっとこの

辺りの制度を整理したらよいのではないか。例えば、水際での判断、例の関税定率法の争いなどは、判定制度にもって行って、それ以外は、やはり裁判所へもっていくとか。この辺りの制度設計は、将来的にもう少し整理したほうがよいのではないかという感想を持っています。

末吉 今後は、ここでいろいろご議論いただいたような運用が、やはり1つの大きな課題になるかと思えます。これは裁判所のみならず、当事者を含めた協力関係などいろいろ具体的な事案を通じて、運用が問題になると思えます。その際、当事者側からの司法判断への期待は、非常に大きいものがあると思えます。特に当事者側においてはコンプライアンスの徹底ということが言われておりますので、やはり法律はどうなっているのか、あるいは司法判断はどうなっているのかということが基本になります。それは想像を絶するぐらい徹底しているのではないかと、私は思っています。

また、先ほど来いろいろご紹介いただいているような国際性ということが、やはり大きな判断の基準になってこようかと思えますので、これまでも国際的な情報を取り入れて十分やってこられていると思えますが、今後は情報発信を含めて、国際的にアピールし、運用はこうなっているのだということも示していけるのではないかと思っています。

さらに、中長期的には、知的財産分野の人材養成ということが大きな課題だろうと思えます。これは裁判官のみならず弁護士も他人事ではないので、どのような形で知的財産の専門家を養成するかということは、共通の課題だろうと思えます。

これらいずれの局面においても、知財高裁の果たすべき役割は大きいと思えます。

平嶋 これまでのお話を伺って、知的財産訴訟に関する司法における体制というのは、本当に十分に整ったという認識を改めてもちました。あとはむしろ、我々知的財産法研究者として、あるいは研究教育に関わる立場として何ができるかということを考えております。これまでどちらかという、知的財産法という分野は実務先行で、先ほども議論がありましたように、学説がむしろ判例を契機として

勉強させていただくという状況が多くあったわけですが、今後はこのままではいけないだろうということです。司法の場がますます立派になっていくから、それではと、ますます学界がもたれかかればよいというものでもない、という認識でして、「学説先行」という状況にまで至るかどうかということは難しいかもしれませんが、研究者としては、できるだけ判例理論の形成をサポートできるような形での理論研究等について、ますますこちらのほうが頑張らなければいけないのだなということ、非常に強く認識した次第です。

もう1つは教育面ということで、これも人材育成という意味では、もちろんOJT等の部分が非常に大きいのかと思いますが、それを身に付けるための基本的な素養を育てるという意味では、やはり大学、大学院の役割というのも、相当見直していかななくては、と思った次第です。

吉村 今日、知財高裁に寄せる各方面からの熱いエールを伺いまして、今回のこの改正に携わった担当者の1人として、非常に担当者冥利に尽きると考えております。このような改正ができたのも、経済界のサポート、それから知的財産訴訟検討会の委員である阿部さんや、末吉さんのサポート、それから知的財産訴訟検討会外国法制研究会の大淵さん、平嶋さんのおかげだと、本当に感謝しております。

そしてまた今日の議論で、まだ、かなり解釈に委ねられているところが多く、今後、その運用が非常に大事になるということを感じております。いい運用を重ねていかれ、知財高裁がますます発展されることを願っております。

塩月 知財高裁とよく対比されるのが、アメリカのフェデラルサーキット(CAFC)ですが、ここも特許事件ばかり担当しているわけではないことは、今では周知の事実となっております。これに対して、知財高裁は知的財産権事件以外は扱わないのですが、知的財産権事件でも特許以外の著作権事件、不正競争事件というのは、意外に一般事件に近い様相を示しております。ということで、知財高裁といえども、より広範な感覚を磨き続けなければいけないわけです。すなわち、法律及び技術の

すべての分野にわたるジェネラリストとの位置づけを念頭に、事件にあたらなければならないと思っております。

法律のジェネラリストとしても実体を伴わなければいけない一方で、特許における技術の把握は、常日頃からセンスを磨いていかなければいけないし、著作権関係においては、文芸、音楽、あるいはエンターテインメントなどに対する幅広い理解をもっていなければいけません。そういうことを常にわきまえて、納得のいく審理判決に至らなければならず、このことを常に念頭に置きつつ取り組んでいきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

篠原 知財高裁の発足は、知的財産の保護に関し司法の果たすべき役割の大きさを物語るものです。小泉総理の施政方針演説によりまして、「画期的な裁判所改革」として位置づけられ、代表的なユーザーである産業界を始め、国民各層から多くの期待が寄せられています。本日ご出席の方々のお話を伺い、また、本年4月8日と5月13日に、知財高裁の創設を記念して相次いで開催された日本弁護士連合会主催と日本経済団体連合会主催のシンポジウムに出席し、パネリストの方々からの熱いエールを拝聴する機会を得まして、その感をますます深くした次第です。

知財高裁の創設には、内外に対し知的財産重視の国家政策をアピールするという象徴的意味合いが含まれているほかに、国民の知的財産権尊重の意識の高まり、国内における特許権等の侵害行為や、海外からの模倣品流入の抑止的効果も期待できるとされています。

今後は、そうした評価を得るためにも、知的財産をめぐる個々の紛争について、いかに専門的知見に裏打ちされた信頼性の高い審理判断を迅速に行っていくか、大合議制の活用等により、いかなるケースにおいて積極的なルールを形成していくか、我が国の知的財産権訴訟の中核となる役割を担い得るかなどという、制度の中身の真価が問われることになるわけで、課題の1つひとつと向き合って着実に努めていきたいと考えています。

本日は皆様方から貴重なご意見、ご教授を賜り、厚く感謝申し上げます。

大淵 最後に私のほうからも一言申し上げます。もういろいろなところで申し上げたところでありますので、繰り返しはしませんが、このような充実した体制の知財高裁が、着実にその成果をあげていっているということで、専門委員制度のように、定着するにはある程度時間がかかるものもあるでしょうが、我々としてはこれらの充実した体制の定着・発展に非常に期待しているところですので、この着実な努力を続けていただければと思っております。

また、先ほども申し上げましたが、やはり知財高裁だけで、知的財産訴訟の充実というものが実現できるわけではありません。『知財管理』の座談会でも申し上げましたとおり、司法制度改革の議論の中でも、裁判所と産業界、それから弁護士、研究者という立場の違いがあり、各人考えが違いますので、当初はいろいろ乖離はありましたが、知的財産訴訟をみんなで盛り上げていまいしょうという方々が、議論を尽くした結果、最終的にはバランスのとれた落ち着いたよい形で、2つの法律、更には今日の知財高裁として結実したわけがあります。それと同じように、裁判所と産業界、弁護士、研究者という立場の違いを踏まえつつ、議論を尽くしていけば、落ち着いたよい、バランスのとれた形で、知的財産高裁の制度の適切な運営が着実に実現できるのではないかと考えております。

そういう意味で、本日のこの座談会は、まさしくそれを体現しているようなものでありまして、お互いに本日いろいろと議論を熱心に行っていただきましたが、これはその1つのシンボルのようなものではないかと思っています。

本日はいろいろな意味で、大変よい座談会となりました。皆様お忙しい中、非常に熱心にご議論いただき、誠にありがとうございました。それではこれで閉会とさせていただきます。お疲れさまでした。

(2005年5月14日収録)